

8月1日
から

保険証などが 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応じて、後期高齢者（75歳以上）が「3割」または「1割」、前期高齢者（70～74歳）が「3割」または「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今一度、ご確認ください。

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の新しい保険証（薄い紫色）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、市県民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が減額され、窓口での支払いが所得に応じた負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」も同封します。

申請書が同封されている人は、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。
※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください



今年は薄い紫色

▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

平成30年中の所得額が確定したことにより、平成31年度（令和元年度）の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送（6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付）します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2～8.5割軽減されます。

保険料 限度額62万円 (年額)	=	均等割額 41,214円	+	所得割額 所得×所得割率7.75%
所得＝総所得金額等－33万円(基礎控除額)				

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

国民健康保険

▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢受給者証を、7月中旬に郵送します。負担割合は「3割」または「2割」になります。

▶限度額適用認定証などの更新手続き～8月1日から～

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降に、印鑑・保険証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、窓口サービス課・各地域事務所・各市民サービスセンターで手続きしてください。保険料の未納がある場合は更新することができません。

また、入院時食事代（一食460円）が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

なお、高齢受給者証の割合が「3割」の人で、住民税課税所得が690万円未満の人は限度額適用認定証の発行が可能ですので、必要な人は手続きをしてください。

問合せ 窓口サービス課国民健康保険グループ (☎47-8132)

市老人医療費助成(垣老)

▶70～74歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の70～74歳対象者に、新しい受給者証交付のための更新申請書を、7月20日頃に郵送します。対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。



更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

■健康保険協会、共済組合など国民健康保険以外に加入の人

更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

国民年金保険料の免除制度

「保存」

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、納付猶予、学生納付特例の制度を利用することができます。ただし、いずれの制度も所得審査があります。

また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないと、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。詳しくは、お近くの申請窓口でお尋ねください。

- 申請窓口／窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンター、大垣年金事務所など
- 持ち物／年金手帳、印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業中の人）
- 問合せ／窓口サービス課国民年金グループ (☎47-8129) または、大垣年金事務所 (☎78-5166) へ



介護保険負担割合証を 更新します

要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・日常生活支援総合事業を利用している人に交付している「介護保険負担割合証」の有効期限は、7月31日までです。

新しい同証を7月中旬に送付しますので、8月1日以降に介護保険サービスを利用する場合には、被保険者証と新しい負担割合証を2枚一緒に介護保険サービス事業所などへご提示ください。

なお、利用者負担割合は前年の所得によって決定します。

詳しくは、高齢介護課介護給付グループ (☎47-7406) へ。

